

平成30年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年12月14日（金曜日）

○議事日程（第5号）

平成30年12月14日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第68号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第69号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第70号 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第71号 尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条
例の一部改正について
- 日程第 6 議案第72号 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第73号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第74号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の
議決について
- 日程第 9 議案第75号 平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第76号 平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第77号 平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3
号）の議決について
- 日程第12 議案第78号 平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1
号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第13 陳情第 2号 尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽
協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第14 発議第 9号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書について
- 日程第15 発議第10号 暫定二車線の高速道路の安全対策を求める意見書に
ついて

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第16 議員派遣について

○出席議員(12名)

1番	三鬼孝之	議員	2番	内山將文	議員
3番	奥田尚佳	議員	4番	楠裕次	議員
5番	上岡雄児	議員	6番	三鬼和昭	議員
7番	村田幸隆	議員	8番	仲明	議員
9番	小川公明	議員	10番	南靖久	議員
12番	野田拓雄	議員	13番	濱中佳芳子	議員

○欠席議員(1名)

11番 高村泰徳 議員

○説明のため出席した者

市 長	加藤千速 君
副 市 長	藤吉利彦 君
会計管理者兼会計課長	佐野憲司 君
政策調整課長	大和勝浩 君
総務課長	下村新吾 君
財政課長	宇利崇 君
防災危機管理課長	神保崇 君
税務課長	吉沢道夫 君
市民サービス課長	内山雅善 君
福祉保健課長	三鬼望 君
環境課長	竹平專作 君
商工観光課長	北村琢磨 君
商工観光課参事	芝山有朋 君
水産農林課長	内山真杉 君
建設課長	高柳伸浩 君
水道部長	尾上廣宣 君
尾鷲総合病院事務長	河合良之 君

尾鷲総合病院総務課長	平	山	始	君
教 育 長	二	村	直	司
教育委員会教育総務課長	内	山	洋	輔
教育委員会生涯学習課長	野	地	敬	史
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大	川	太	君
監 査 委 員	千	種	伯	行
監査委員事務局長	仲		浩	紀

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩	本	功
事務局次長兼議事・調査係長	高	芝	豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相	賀	智 惠

[開議 午前 9時59分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、11番、高村泰徳議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において7番、村田幸隆議員、8番、仲明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第68号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から、日程第12、議案第78号「平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました11議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審議願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[10番（南靖久議員）登壇]

10番（南靖久議員） おはようございます。

私たち行政常任委員会に付託されました、議案第68号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第69号「職員等の旅費に関する条例の一部改正について」、議案第70号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」、議案第71号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第72号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第73号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第74号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、議案第75号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、

議案第76号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第77号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第78号「平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」の条例改正6議案、予算関係5議案の計11議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

去る12月7日から12日までの計4日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第68号から議案第78号までの計11議案につきましても、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

なお、議案第71号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましても、尾鷲市福祉保健センターの指定管理制度を見直し、市直営とするための所要の改正であります。本議案の審査におきまして、同センターの運営責任を明確化するための関係人事等を含め、市民サービスの質が低下しないように十分留意し、同センターが本市の福祉の拠点となり得るよう注力する必要があるという意見等が出されました。

また、議案第77号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」の審査におきましては、収益的収入において、入院及び外来患者数の減少や1人当たりの単価の減少等により、入院、外来収益合わせて8,992万円を減額する補正予算となっておりますが、今後患者数を維持、増加させるには、患者数が減少となった要因をあらゆる角度から詳細に分析し、その上に立ってしっかりとその対応策をとる必要があるという指摘がございました。

現在の厳しい病院経営を改善し、健全経営を行っていくには、的確な経営分析が必須でありますので、今後におきましてはこのことを十分御留意していただきますよう、当委員会として重ねて強く指摘をさせていただきたいと思っております。

また、今回の補正予算では、エックス線CTスキャナ装置の管球交換費用として1,043万6,000円の補正予算が計上をされておりますが、このスキャン装置自体が老朽化していることもありますので、こうした医療機器の更新等について、財政面を踏まえ、中長期的な更新計画のもとに実施すべきであるとの意見も出されました。

そういったことを申し添え、行政常任委員長の委員長報告とさせていただきます。

す。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第68号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第69号「職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第70号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第71号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第72号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第73号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第74号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第75号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第76号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第77号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第78号「平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、陳情第2号「尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情」を議題といたします。

ただいま議題となりました陳情につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[10 番 (南靖久議員) 登壇]

10 番 (南靖久議員) 報告させていただきます。

私たち行政常任委員会に付託になりました陳情第2号「尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情」、陳情者、尾鷲市中央町5の1、尾鷲浄化槽協会、代表、小倉裕司さん提出の陳情につきまして、当委員会において慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり採択すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、本陳情の審査におきましては、陳情の趣旨、内容は、地元業者育成等の意味からも十分理解でき、賛同すべきものでありますが、陳情者である尾鷲浄化槽協会につきましては現在のところ任意団体であることから、今後は法人格を取得するほうが望ましいとの意見があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 (三鬼孝之議員) 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (三鬼孝之議員) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (三鬼孝之議員) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第13、陳情第2号「尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。次に、日程第14、発議第9号「義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書に

ついて」及び日程第15、発議第10号「暫定二車線の高速道路の安全対策を求める意見書について」の発議2件を一括議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) ただいま議題の発議2件につきましては、提出者の提案理由の説明を求めます。

6番、三鬼和昭議員。

[6番(三鬼和昭議員)登壇]

6番(三鬼和昭議員) おはようございます。

それでは、発議第9号及び発議第10号の2件につきまして、それぞれ意見書(案)の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、発議第9号、義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)でございます。

義援金差押禁止法とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや、義援金として交付された金銭を差し押さえすることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立させたものである。また、2016年の熊本地震や2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震など、個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、下記の事項について、実現を強く求めるものである。

記。

義援金差押禁止法については、近年自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであ

ります。

次に、発議第10号、暫定二車線の高速道路の安全対策を求める意見書（案）でございます。

紀勢自動車道（尾鷲北インターチェンジから勢和多気インターチェンジ）及び国道42号熊野尾鷲道路（熊野大泊インターチェンジから尾鷲南インターチェンジまで）は、近い将来に発生が危惧されている南海トラフ巨大地震など、大規模災害発生時の安全安心を確保する「命の道」としてだけではなく、生活における交通の利便性や観光アクセスの向上、物流の効率化などにも貢献する、東紀州地域にとって極めて重要な道路であり、平成25年度の全線開通以降、年々交通量が増加している。

一方で、暫定2車線で整備された当該区間は、その大部分がラバーポールで上下線を区別する構造となっており、本年11月にはトンネル内において大型観光バスが対向車線へ車両逸脱する事故や、正面衝突による死傷事故が相次いで発生するなど、安全性の確保が課題となっている。

本来ならば、整備計画されている片側2車線化を強く望むものであるが、現在国においては重大事故につながりやすい暫定2車線区間での高速道路の正面衝突事故の緊急対策として、車線間のラバーポールにかえてワイヤーロープを設置することによる安全対策の検証が行われており、本年6月には、供用済みの土工区間においてはおおむね5年間、高速道路会社管理区間ではおおむね3年間でワイヤーロープの設置を目指す方針が示された。

しかしながら、今般紀勢自動車道及び国道42号熊野尾鷲道路において重大事故が相次いで発生している現状や命を守る緊急性を鑑み、喫緊に正面衝突事故を防止する対策を強化する必要があることから、供用済みの土工区間においては早期にラバーポールにかえてワイヤーロープを設置するとともに、橋梁区間やトンネル区間においては、国が設置する高速道路の正面衝突事故防止対策に関する技術検討委員会の検証結果も踏まえながら、可能な限り早期に安全対策が講じられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

なお、この暫定2車線の高速道路につきましては、本市におけるコミュニティバスの運行及び、次年度より運行されるスクールバスの安全対策としても早急な取り組みを願うものでございます。

以上で発議2件の提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願

い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより発議2件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第14、発議第9号「義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書について」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第15、発議第10号「暫定二車線の高速道路の安全対策を求める意見書について」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第16、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、先月28日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第68号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を初めとする議案11件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

審議の中におきましていただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上市政運営に努めてまいりたいと考えております。

現在インフルエンザが流行しておりますが、議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、御家族とともによいお正月をお迎えいただきますよう祈念申し上げます。簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(三鬼孝之議員) 去る11月28日開会以来、長い間まことに御苦労さんでございました。

これをもって、平成30年第4回定例会を閉会いたします。

[閉会 午前10時28分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 村 田 幸 隆

署 名 議 員 仲 明